

西宮市指定文化財保存整備費等補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市指定文化財に対し必要な助成措置を講じるにあたり、西宮市指定文化財助成規則（平成21年3月31日西宮市規則第85号 以下、「規則」という。）に定めるもののほか西宮市補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(補助事業の目的)

第2条 この要綱に定める補助金は、西宮市文化財保護条例の趣旨に則り、文化財の適正な保存管理を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的とする。

(補助事業等の名称)

第3条 この要綱にかかる補助事業の名称は西宮市指定文化財保存整備費等補助事業とし、補助金の名称は西宮市指定文化財保存整備費等補助事業補助金とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業の事業者は、市指定文化財の管理、修理または保存について、所有者または保持者その他保存に当たることを適当と認められる者とする。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、別表第1に掲げるとおりである。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、別表第2に掲げるとおりである。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、所有者が経費の負担にたえない場合には、市長は特別な措置を講じることができる。

(交付の決定)

第8条 補助事業の内容が、指定文化財の管理、修理または保存に関し適当であると認められる場合には、すみやかに交付の決定を行なうものとする。

(その他)

第9条 指定文化財の所有者又は保持者等が補助事業の計画を策定するにあたっては、市及び西宮市文化財保護審議会の指導・助言を受けるものとする。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

別表

第1（第5条関係）

事業名	事業内容
（1）修理事業	ア 文化財の修理等
（2）管理事業	ア 防災設備の設置・修理 工事 イ 防災設備の保守点検 ウ 鳥虫害防除工事 エ 災害復旧工事 オ その他
（3）保存事業	ア 文化財保存のために必要な措置

別表第2（第6条関係）

区分	内容
（1）主たる経費	ア 修理費 イ 防災工事経費 ウ 防災設備の保守点検 エ その他の工事経費 オ 設計料及び監理料
（2）その他の経費	ア 事務